

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

測量計画機関である行田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

公共測量（固定資産概況調査デジタル航空写真）

三 作業地域

行田市全域

四 作業期間

令和六年十二月二十日から令和七年三月三十日まで